

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

■要指導医薬品及び一般用医薬品の定義及び解説

要指導医薬品とは：「医療用に準じたカテゴリー」と位置づけられており、リスクが高い劇薬、毒薬あるいは医療用から一般用になって間もないためリスクが確定していない医薬品（スイッチ直後品目）などが該当します。取り扱いに十分注意を要することから、文書で情報提供することや、薬剤師が対面で指導することが義務付けられています。

第1類医薬品とは：副作用、相互作用などの項目で安全性上、特に注意を要する医薬品

指定第2類医薬品とは：第2類医薬品のうち、特に注意を要する医薬品

第2類医薬品とは：副作用などにより、健康被害が生ずるおそれがある医薬品

第3類医薬品とは：副作用、相互作用などの項目で安全性上、多少の注意を要する医薬品

■要指導医薬品及び一般用医薬品の表示に関する解説

個々の医薬品については、医薬品の分類ごとにパッケージ（外箱・外包）、添付文書及び販売サイトに、下記のとおりリスク区分を表示しています。

要指導医薬品 第1類医薬品 第2類医薬品 第3類医薬品

指定第2類医薬品は、指定第②類医薬品 または 指定第2類医薬品と表記します。

■要指導医薬品及び一般用医薬品の情報の提供及び指導に関する解説

薬剤師が専門家として、情報提供及び指導を行います。

医薬品の分類	情報提供	相談があった場合の対応	対応する専門家
要指導医薬品	義務	義務	薬剤師
第1類医薬品	義務		
指定第2類医薬品/ 第2類医薬品	努力義務		
第3類医薬品	法律上規定なし		

■要指導医薬品、一般用医薬品の陳列に関する解説

要指導医薬品：要指導医薬品陳列区画内もしくは鍵をかけた陳列設備に陳列

第1類医薬品：第1類医薬品陳列区画内もしくは鍵をかけた陳列設備に陳列

指定第2類医薬品：情報提供を行うための設備から7メートル以内の範囲もしくは鍵をかけた陳列設備に陳列

第2類医薬品、第3類医薬品：それぞれ区別して陳列棚に陳列

■指定第2類医薬品の販売サイト上の表示等に関する解説及び禁忌の確認、専門家への相談を促す表示

指定第2類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第2類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第2類医薬品の使用について薬剤師に相談されることをお勧めいたします。

■医薬品副作用被害救済制度の解説

医薬品を適正に使用したにも関わらず入院治療が必要な程度 of 健康被害が生じた場合の救済を目的とした公的制度です。

副作用により、入院治療程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です。

救済の認定基準や手続きについては、下記にお問い合わせください。

救済制度相談窓口 (独) 医薬品医療機器総合機構

連絡先 0120-149-931 (フリーダイヤル)

受付時間 月-金9時～17時(祝、年末年始を除く)

ホームページ http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html

■個人情報の取り扱いについて

取得した個人情報は、商品及び景品のお届け、当薬店の取り扱い商品やそれに関わる情報のご案内及びアデランスからのサービスをご提供する上でお客様とご連絡をとる場合に使用いたします。

また業務の遂行上、業務委託業者に必要最低限の情報を開示する場合を除き、ご本人の同意なしに第三者に提供することは一切ございません。(法令等で開示を求められた場合を除く)

■市川健康福祉センター(市川保健所) 総務企画課の連絡先

住所：〒272-0023 千葉県市川市南八幡5-11-22

電話：047-377-1101

FAX：047-379-6623

■厚生労働省 一般用医薬品の販売サイト一覧

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/hanbailist/>

■特定販売を行う医薬品の使用期限

当店で販売する医薬品は、使用期限までの日数が60日以上のものです。